

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としてステークホルダーからの信頼と期待に応え、経営の透明性と健全性を確保するとともに、持続的な成長を図り雇用を創出していくことが、企業の存在意義であり社会的責任であると認識しております。

また、中長期的な企業価値の向上を図るため、保有する経営資源を有効に活用し、環境の変化に迅速に対応できる効率的な経営体制を構築し強化することが経営上の最重要課題の一つであると認識し、実効性のある諸施策に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳】

当社の株主構成を踏まえ、当社は、現在、議決権の電子行使および招集通知の英訳を実施しておりません。今後海外投資家の比率が20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を実施してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示】

現在、当社は英語版の当社ホームページを開設しておりますが、当社の株主構成を踏まえ、株主総会招集通知、株主通信の英語版を作成しておりません。今後機関投資家や海外投資家の推移を踏まえ、機関投資家や海外投資家の比率が20%以上となった時点で、英語での情報の開示・提供を実施してまいります。

(英語版ホームページ:<http://www.filcon.co.jp/english/index.html>)

【補充原則4-2-1 インセンティブ報酬】

当社は、取締役の金銭報酬について、社会水準および従業員給与とのバランス等も参考にし、役位、役割および職責等を総合的に判断して決定しております。

取締役の金銭報酬は、月額固定報酬および取締役賞与で構成され、株主総会決議で定められた範囲内で決定します。月額固定報酬は、役位、役割および職責に応じ基準額を定め、取締役社長が報酬額を決定します。取締役賞与は、当期の業績に加え中期経営計画等の達成状況に応じて取締役会決議により決定します。ただし、社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとします。

なお、当社は、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の促進を目的とし、業務執行取締役については、報酬の一部を役員持株会に毎月拠出し、自社株式の取得に充当することを義務付けております。

上記から、現在、当社は中長期インセンティブを含むストックオプション等の自社株報酬を導入する予定はありませんが、持続的成長に向けた健全なインセンティブを含む報酬制度につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2 独立社外取締役】

当社は、独立社外取締役を1名選任しており、取締役会の独立性および客観性を確保しております。独立社外取締役は1名ではありますが、豊富な国際経験および専門的な知見に基づき、取締役会等において意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしていると考えます。また、当社は独立社外監査役を2名選任しており、法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監査しております。

以上から、社外役員3名で十分に経営の監視監督機能が確保されていると判断しており、現時点で独立社外取締役を増員する必要はないと考えております。今後の動向およびガバナンス体制のさらなる向上促進の観点から必要があると判断する場合には、独立社外取締役候補者の複数名選任を検討してまいります。

現在、当社は独立社外者のみを構成員とする会合を設けておりませんが、独立社外取締役は、取締役会以外に毎月開催される経営会議で適宜意見交換を行っております。

また、当社では、独立社外取締役が1名のため、「筆頭独立社外取締役」を選任しておりませんが、取締役会事務局が独立社外取締役と取締役との連絡・調整を行っているほか、独立社外取締役と監査役会とは、毎月定期的に情報交換・共有の場を設け、連携を図っております。

【原則4-10、補充原則4-10-1 任意の仕組み】

当社は、取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任については、独立社外取締役を含む取締役会で審議のうえ候補者を決定しております。また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、取締役会で定めた報酬の決定方針および報酬基準に則して報酬が適切に決定されていることから、任意の諮問委員会等は必要なく、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策投資株式】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第4条(株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則1-7 関連当事者間の取引】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第6条(関連当事者取引)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則3-1(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

当社は、企業理念「夢を持ち一生懸命を楽しもう、総力で一步先行くものづくり、感謝と誠意をかたちで社会へ」を制定しております。本理念および行動指針のもと、2017年度～2019年度の3ヶ年を対象とした「中期経営重点課題」6項目を策定いたしました。これら6項目を重点的に取り組むことで、業績の最大化を図ってまいります。また、「中期経営重点課題」を踏まえ、「カンパニービジョン」を定め、その実現を図ってまいります。「中期経営重点課題」および「カンパニービジョン」については、当社ホームページにて開示しております。

(当社ホームページ:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/index.html>)

1.中期経営重点課題

- (1)事業の自立と発展を実現する
- (2)顧客満足を追求する
- (3)経営資源の適正な配置と効率的な運用を追求する
- (4)グループシナジー効果の最大化を追求する
- (5)新規製品の開発・新規事業の創出を目指す
- (6)個人の自律意識を高め推進する

2.カンパニービジョン

- (1)製紙・機能ファブリックカンパニー
すべての活動領域(生産・販売・技術)で最高・最適品質を追求し、世界市場でのブランド確立を強化する
- (2)関西金網株式会社
アジアにおける工業用金網分野で、最も役立つ会社を目指す
- (3)ファインエレクトロニクスカンパニー
フォトリソグラフィ技術を核とした加工技術を極め、先進産業に欠かせないキーデバイスの技術革新への貢献を高める
- (4)株式会社アクアプロダクト
健康で安全かつ安心な社会の創造・維持に貢献する企業

【原則3-1(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第1条(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則3-1(3) 取締役の報酬を決定方針と手続】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第14条(取締役の報酬)および第15条(監査役の報酬)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則3-1(4) 取締役・監査役候補の指名方針と手続】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第11条(取締役の指名方針)および第12条(監査役の指名方針)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則3-1(5) 取締役・監査役候補の選任理由】

取締役候補者および社外取締役候補者の選任理由は、第116回定時株主総会招集通知にて、また、社外監査役候補者の選任理由は、第117回定時株主総会招集通知にて開示しております。

(株主総会招集通知:<http://www.filcon.co.jp/IR/stock/meeting.html>)

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲と概要】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第9条(取締役会の役割)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体としての常務会を設け、経営の意思決定と業務執行の分担をより明確にしております。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

取締役会は、法令および定款に定められた事項ならびに取締役会規則で定められた当社および当社グループ会社の重要事項等を決定しております。

常務会は、常務会規程で定められた当社および当社グループの業務執行に関する重要な事項を審議し、決定しております。

このほか、当社は経営会議および執行役員会を設けております。

経営会議は、事業計画の進捗のモニタリングを行っています。執行役員会は、経営環境の変化に対応した経営戦略を協議しております。

(当社のコーポレートガバナンス体制:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則4-8、補充原則4-8-1、補充原則4-8-2 独立社外取締役】

上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご覧ください。

【原則4-9 独立性判断基準】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第11条(取締役の指名方針)および第12条(監査役の指名方針)にて開示しております。

独立社外役員候補者の選定にあたっては、当社の基準を満たす候補者を選定しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【補充原則4-11-1 取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第10条(取締役会の構成)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

当社は、定款で取締役が10名以内、監査役は4名以内と定めております。

取締役および監査役は、当社の役員指名方針に基づき選任しております。特に、社内取締役については、各事業部門、管理・開発部門から選任しており、取締役会全体として適切なバランスのとれた構成となるよう配慮しております。

また、社外取締役および社外監査役は、当社の社外役員の指名方針に基づき、出身分野における豊富な経験、高い専門性と知識を持ち、独立性のある人材を選任する等して、健全で持続可能な成長が図れるよう、客観的かつ監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスに配慮しております。

現在、取締役会出席者8名中3名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員(社外取締役1名、社外監査役2名)であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論を行っております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役および社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書およびコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任しておりません。

社外監査役2名のうち1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しております。常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価と結果の概要】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第16条(取締役会の評価)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

当社では、定期的に社外役員を含む役員全員に取締役会の運営に関するアンケートを実施し、取締役会による監督、取締役会での議論、取締役会の構成等について確認をしております。また、アンケート結果を取締役会と共有のうえ、取締役会運営の向上に資する必要な改善を実施しております。

なお、直近のアンケート結果の概要および対応方針は以下のとおりです。

(1)取締役会の規模、バランスは適切であり、各取締役が有する知識・経験は概ね十分である。

(2)取締役会における議論、議案に関する情報提供は概ね十分である。

(3)引き続き、社外取締役へのサポート体制のさらなる充実化を図る。

(4)社外取締役の複数名選任を将来的に検討していく。

上記指摘に対し、現時点では、当社の規模、取締役会での討議を踏まえ、独立社外取締役を増員する必要はないと考えておりますが、今後の動向およびガバナンス体制のさらなる向上促進の観点あから必要があると判断する場合には、独立社外取締役候補者の複数名選任を検討してまいります。

(5)現在、取締役および監査役に対する会社法を始めとした法令動向に関する研修や他の分野の研修を継続実施する。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第13条(取締役および監査役の研修等の方針)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

【原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針】

コーポレートガバナンスに関する基本方針第17条(株主との対話)にて開示しております。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針:<http://www.filcon.co.jp/IR/management/governance.html>)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
王子ホールディングス株式会社	2,700,183	12.18
大王製紙株式会社	1,816,500	8.19
日本フィルコングループ従業員持株会	1,583,400	7.14
日本製紙株式会社	1,558,170	7.02
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,023,000	4.61
いわき大王製紙株式会社	474,000	2.13
竹田昌弘	427,400	1.92
株式会社みずほ銀行	400,000	1.80
第一生命保険株式会社	395,000	1.78
大津板紙株式会社	382,000	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	11月
業種	金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)											
氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
片山 洋一	その他										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)												
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明			選任の理由							
片山 洋一	○	同氏は、オリック東京法律事務所のパートナーであります。同氏のアメリカ合衆国ニューヨーク州弁護士および日本における外国法事務弁護士として培った豊富な国際経験や知識をコンプライアンス経営に活かし、取締役の職務遂行に關し客観的な監督と助言をいただくために選任しております。			また、同氏および同事務所と当社との間に特別の利害関係はないことから、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれではなく、同氏は独立性が確保されております。							

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査を主管するCSR推進室内部監査グループは、良好な信頼関係のもとに定期的な打合せの機会をもち、意見交換と情報交換を行って、コーポレート・ガバナンスの強化に向け連携して相互に補完する体制となっております。

各監査結果は、代表取締役社長を通じて内部統制部門である各業務執行部門の長に対して適宜報告され、意見交換と連携が図られる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
村山 周平	他の会社の出身者										△		
水野 秀紀	他の会社の出身者										△		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村山 周平	○	村山氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの出身です。	同氏は、長年にわたる公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくために選任しております。 同氏は、公認会計士村山周平事務所の所長であります。また、同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの代表社員でありましたが、当社の社外監査役に就任する前に同監査法人を退職していることおよび同監査法人は当社から多額の金銭を得ている会計専門家にあたらないことから、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれではなく、同氏は独立性が確保されております。

水野 秀紀	<input checked="" type="radio"/>	<p>水野氏は、伯東株式会社の社外監査役を兼任しております。</p> <p>また、同氏は、当社の取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社の出身です。</p>	<p>同氏は、企業経営者として豊富な経験と知識を有しており、経営に関する高い見識と監督能力を当社の監査体制に反映していただくために選任しております。</p> <p>同氏は、三菱UFJトラストビジネス株式会社の代表取締役社長ですが、当社と同社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、当社の取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、当社の社外監査役に就任する前に同社を退任しております。当社の同社に対する借入依存度は突出しておらず、同社が所有する当社株式は10%未満であり、当社の経営に対して支配的な状況ではないことから、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれではなく、同氏は独立性が確保されております。</p>
-------	----------------------------------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、当期の業績および中期経営課題等の達成状況に応じ、取締役会の決議を経て取締役賞与を支給することとしているため、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬は、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

取締役報酬は、社会水準や従業員給与とのバランス等も参考にし、役位、役割および職責等を総合的に判断して決定しております。取締役報酬は、月額固定報酬および取締役賞与(社外取締役を除く)で構成されており、取締役賞与は当期の業績に加え、中期経営課題等の達成状況を勘案して額を決定しております。

また、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の促進を目的とし、業務執行取締役については、報酬の一部を役員持株会に毎月拠出し、自社株式の取得に充当することを義務付けております。

監査役報酬は、社会水準、取締役報酬および従業員給与とのバランス等も参考にし、役位、役割および職責等を総合的に判断して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会の議題等を開催に先立ち配布しているほか、経営に関わる重要事項につきましては、個別に事前説明を行っております。

また、当社では、経営企画室が社外取締役の補佐および事務局業務を担っているほか、監査役の要請により、管理本部人事総務部と兼任の監査役スタッフを選任しており、監査役の職務を補助しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会および監査役会設置会社であります。

取締役会は、社外取締役1名を含む5名(男性5名、女性一名)で構成されており、毎月1回定期的に開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督を行っております。また、すべての業務執行取締役および常勤監査役で構成される常務会を原則として週1回開催し、取締役会付議事項の事前審議のほか、取締役会から委任された業務執行に係る重要な事項を決定しております。当社は、取締役を10名以内とする旨を定款に定めております。

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名(男性3名、女性一名)で構成されており、監査役3名は取締役会へ出席し、取締役の業務執行状況を監視しております。2名の社外監査役は、他の企業経営経験者および公認会計士としての専門的見地から、客観的な立場で取締役会に対して適宜適切な質問、意見を述べております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化および経営の透明性の確保を目的として、平成27年に社外取締役1名を選任し、現在に至っております。社外取締役は豊富な国際経験および知識に基づき、取締役会において客観的な立場で監督と助言を行い、監督機能を強化する役割を担っております。

このほか、当社は、平成27年に執行役員制度を導入し、経営方針の決定および業務執行の監視監督と業務執行の分担をより明確化することにより、経営機能および執行機能の強化を図っております。執行役員には、取締役との兼任者4名を含む7名が就任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の体制を運用することで、適正な企業統治がはかられているものと判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	<ul style="list-style-type: none">・定時株主総会招集通知発送前開示日：2月1日・定時株主総会招集通知発送日：2月3日・定時株主総会招集日：2月23日
その他	<ul style="list-style-type: none">・当社ホームページに招集通知の発送前開示を行っております。・招集通知に加え、当社ホームページに決議通知、臨時報告書を掲載しております。・株主総会で映像とナレーションを使い、株主に内容をよりわかりやすく理解していただけるよう工夫しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者 自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示情報および株主通信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	<ul style="list-style-type: none">・個人投資家および報道機関 管理本部人事総務部株式グループ・上記以外 経営企画室企画グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	日本ファイルコングループ倫理規程において行動規範を定め、各職場での掲示や研修を通じ、当社グループに周知を図っております。また、当社ホームページに行動規範を掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	品質・環境方針を定め環境活動を推進しております。
その他	ステークホルダー全体に配慮した誠実な経営を実現するためにCSR推進室を設置し、社内コンプライアンスや内部統制の検証を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、法令・定款・取締役会規則・役員規程等に基づき、当社および当社グループの経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。
- 2) 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規則・役員規程ならびに監査役監査基準に基づき取締役の職務執行を監査する。
- 3) CSR推進室は、内部監査規程および子会社管理規程に基づき当社および当社グループの使用人の業務全般について法令・定款・社内規則・規程等の遵守状況、業務執行手続きおよび内容の妥当性について監査する。
- 4) 取締役会は、使用人に対して法令・定款ならびに就業規則、日本ファイルコングループ倫理規程等社内規則・規程を継続的に整備し、これらに基づき適正に行動するよう普及啓蒙・指導に努め遵法意識の浸透を図る。
- 5) 取締役会は、使用人が法令・定款・社内規則・規程違反、または社会通念に反する行為を知り得た場合に、これを適正に把握し速やかに是正する目的で内部通報規程に基づき通報窓口を設置する。
- 6) 取締役会は、行動指針において、反社会的勢力に毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを宣言し、組織を挙げて対処・対応する体制を構築する。また、所轄警察署や顧問弁護士等社外の機関とも密接な通報、連携体制を構築する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 常務会において当社および当社グループの業務執行に関する重要事項を審議する場合、事業活動上想定されるリスクに関して、出席者が認識を共有して検討を行う。
- 2) 取締役会において当社および当社グループの経営に関する重要事項を審議、承認決議する場合、事業活動上想定されるリスクに関し、各取締役が認識をもって協議して行う。
- 3) 事業の継続に重大な影響を及ぼす灾害等不測の事態が発生した場合、取締役社長は自ら対策本部を設置し、人命救助を最優先とし、損害拡大の防止と事業活動の継続を図るために、災害対応基準等を整備する。
- 4) 取締役会は、自然災害等のリスク対策として、海外を含め生産拠点の分散を図るとともに、万一の罹災時の復旧資金確保の一助とする目的で火災保険等各種損害保険に加入して適正な付保を継続する。

3. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、業務執行において重要な判断が求められる事項については、取締役会規則に定める意思決定ルールに従い、取締役会に付議し、討議、承認の手続きを経て業務を執行し、担当取締役は当然に業務の執行状況を適宜報告する。
- 2) 役付取締役は、取締役の職務執行の効率を高めるため、常務会を原則として毎週1回開催し、当社および当社グループの業務執行に関する重要事項を審議する。
- 3) 取締役は、使用人の日常の職務執行に関し組織および職務分掌を定めた職務分掌規程および職務権限を明示した職務権限規程を継続的に整備し、各機能部門の責任者がその権限の範囲で迅速に意思決定できる体制を推進する。
- 4) 取締役会は、毎期中期経営計画および年度経営方針を策定し、業務の運営を推進し、各カンパニー等および子会社より定期的に計画の進捗状況の報告を受け、課題等について協議し具体的な対策を実施する。
- 5) 取締役会は、執行役員制度を導入し、経営方針の決定および業務執行の監視監督と業務執行の分担を明確化することにより、経営機能の強化を図る。

4. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 取締役会は、取締役の職務執行に係る情報の管理基準および管理体制に関し、社内文書管理規程等の継続的整備を図り、法令および社内規則・規程に準拠して作成・保存するとともに取締役、監査役ならびに会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理する。
- 2) 取締役会は、法令および証券取引所の適時開示規則により、情報の開示を定められた事項に関しては速やかに開示を行う。
- 3) 当社は、内部者取引防止規則に準拠して、未公表の内部情報の管理を厳密に行い、インサイダー情報に基づく自社株式の不正売買を防止する。
- 4) 当社は、電磁的情報に関し、コンピュータネットワークおよびインターネット取扱規程、IT統制規程、IT統制規程に関する事務取扱通達ならびにウイルス障害発生時管理手順表に準拠した管理を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 職務分掌規程および子会社管理規程等の定めに従い各カンパニー等および関連管理部署は、関連子会社の諸業務を管理統括する。
- 2) 常務会は、四半期毎に重要な子会社に關し、各社から現状報告を受け協議する。
- 3) 取締役会は、重要な子会社等に關し、取締役または使用人を当該子会社に取締役・監査役として派遣し、子会社の職務執行を監視、監督し、監査役は子会社の業務執行を調査する。
- 4) 取締役会は、子会社の内部統制システムに關し、当該子会社の規模および事業の特性等に配慮しつつ、情報の共有を図り連携して整備することを基本とする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の独立性に関する事項

- 1) 当社は、監査役の要請により、必要ある場合には職務を補助する使用人を配置するものとし、当該使用人の選任および解任、人事考課、異動、懲戒に關しては、監査役会の同意を得て行う。
- 2) 当社は、職務を補助する当該使用人の指揮命令権は監査役が有するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会・経営会議等重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握・調査するために重要会議に出席する。
- 2) 当社および当社グループの取締役および使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項については、いつでも要請に応じて報告する。
- 3) 監査役は、その業務の遂行に必要な場合には、いつでも当社および当社グループの取締役および使用人に対し必要な情報の提出、説明の要請を行ふことができる。
- 4) 当社は、監査役への報告を行った当社および当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1)監査役は、代表取締役社長、各取締役、会計監査人ならびにCSR推進室長とは、良好な信頼関係のもといつでも意見交換および情報交換を行うことができる。
- 2)当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示体制は、以下のとおりです。

当社は、全ての業務執行取締役および常勤監査役で構成される常務会に、当社グループ内における決算情報、決定事実および発生事実を集約しております。

また、集約された決算情報、決定事実および発生事実のうち、開示対象となる情報を識別し、以下の手続を経て適時開示しております。

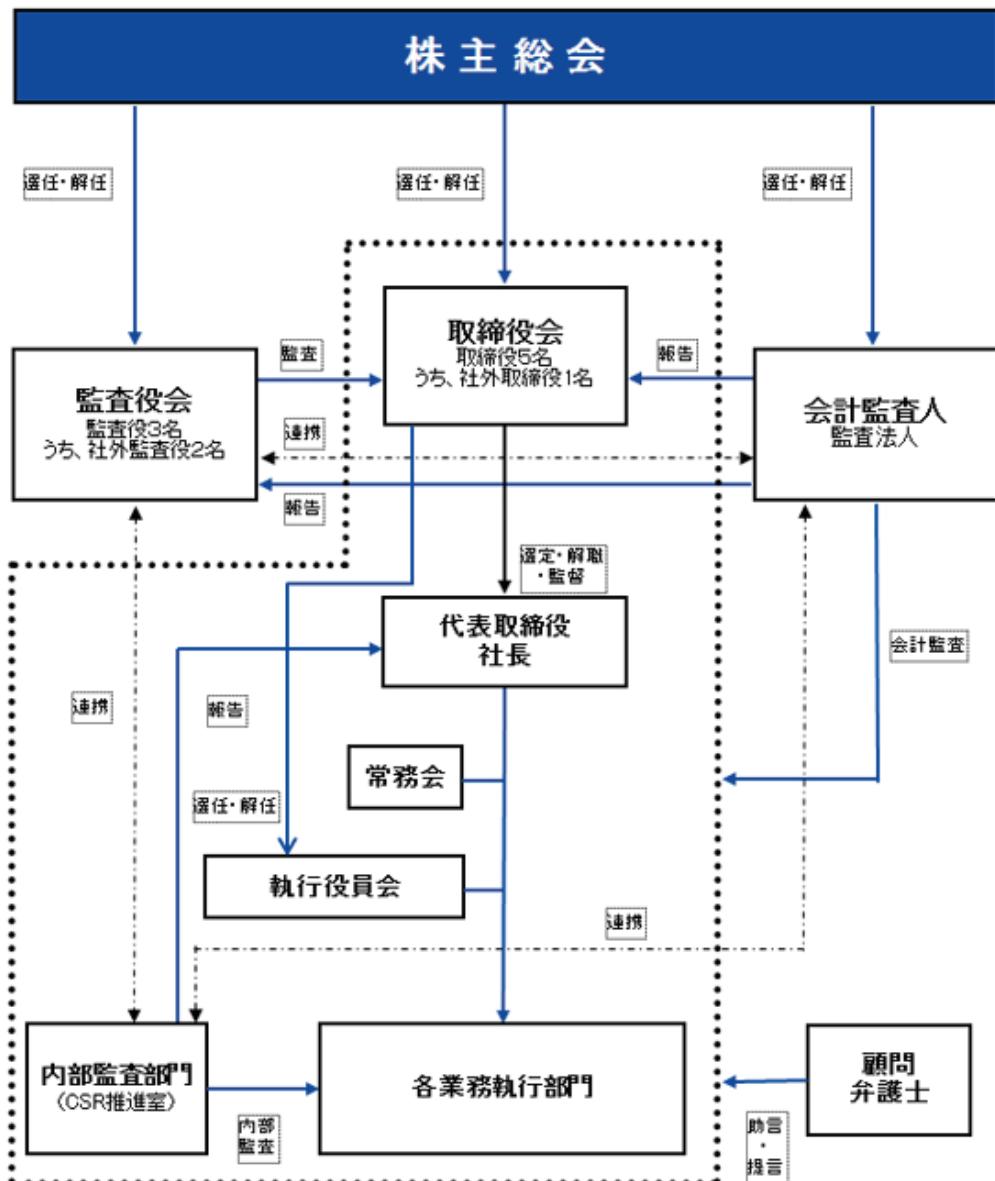
決算情報は、管理本部経理部が決算の取りまとめおよび開示対象情報の識別を行い、常務会による審議後、取締役会決議を経て、ただちに適時開示しております。

決定事実は、各部門が担当取締役および常務会に報告し、管理本部および経営企画室が開示対象情報の識別を行い、常務会による審議後、取締役会決議を経て、ただちに適時開示しております。

発生事実は、当該事実を認識した各部門が担当取締役および常務会に報告し、管理本部が開示対象情報の識別を行い、ただちに適時開示しております。ただし、緊急を要する場合は、代表取締役社長の承認後、ただちに適時開示いたします。

これらの開示対象情報は、取締役会の承認決議を経て、執行責任者である代表取締役社長が管理本部に開示手続を指示しております。
なお、適時開示情報は、東京証券取引所における開示後速やかに、当社ホームページに掲載し公開されております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

